

| 法令等の名称 | 該当する条項等 | 適用の有無 | 適用基準 | 適用事項の種類 届出・遵守 | 内容 | 更新頻度・期日 | 届出・許可年月日 |
|------------------------------------|------------------------|-------|--|------------------|-----------------------------|---------------------------------|-------------|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条 | 適用 | 一般廃棄物の収集・運搬・処分を行いうもの | 届出 | 一般廃棄物処理施設設置許可(許可番号25) | 変更時 | 平成19年3月5日 |
| | 第8条の2第4項 | 適用 | - | 届出 | 一般廃棄物処理施設使用前検査 | - | 平成19年9月27日 |
| | 法 第9条第1項 施行規則 第5条の2 | 適用 | 処理能力が10%以上変更しない程度の施設の変更 | 届出 | 一般廃棄物処理施設設置許可 軽微変更届出 | 変更時 | 平成23年7月20日 |
| | 第12条の3第7項 | 適用 | 廃棄物処理の処分を委託する者 | 届出 | 産業廃棄物管理票交付状況報告 | 毎年6月末日 | - |
| | 第12条第10条 | 適用 | 前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者 | 届出 | 産業廃棄物多量排出者の処理計画、及び実施状況届出 | 毎年6月末日 | - |
| (北海道条例) | 第24条第1項 | 適用 | 道外において産業廃棄物を排出した事業者 | 届出 | 道外産業廃棄物の道内搬入に係る事前協議書 | 年1回 ※申請量を超過する場合 速やかに申請を行う | 平成26年6月16日 |
| (北海道条例) | 第26条 | 適用 | 道外産業廃棄物の搬入をした道外排出事業者 | 届出 | 道外産業廃棄物の搬入及び処理に係る実績報告書 | 年1回 | - |
| (福井県条例) | 第10条第2項 | 適用 | 県外において産業廃棄物を排出した事業者 | 届出 | 県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議書 | 年1回 | - |
| (福井県条例) | 第14条第2項 | 適用 | 県外産業廃棄物の搬入をした道外排出事業者 | 届出 | 県外産業廃棄物の搬入及び処理に係る実績報告書 | 年1回 | - |
| | 第8条第2項第7号 | 適用 | - | 遵守 | 水質測定(維持管理計画にて測定を規定) | 3ヶ月に1回 | - |
| | 第8条第2項第7号 | 適用 | - | 遵守 | 臭気測定(維持管理計画にて測定を規定) | 年1回 | - |
| | 第37条第2項 | 適用 | 一般廃棄物の運搬再生事業者 | 遵守 | 四半期報告 | 毎年4、7、10、1月末日 | - |
| | | 適用 | " | 遵守 | 半期報告 | 毎年4、10月末日 | - |
| | | 適用 | " | 遵守 | 半期再商品化製品利用証明書 | 毎年4、10月末日 | - |
| | | 適用 | " | 届出 | プラスチック製容器包装再生事業者登録 | 毎年7月末日 | - |
| | | 適用 | " | 遵守 | 再商品化実施契約締結 | 毎年3月末日 | - |
| | | 適用 | " | 遵守 | プラスチック製容器包装再生処理入札に係るアンケート調査 | 年1回 | - |
| | 第3条 | 適用 | - | 遵守 | 排水基準(排水基準を定める省令) | 常時 | - |
| 水質汚濁防止法 | 第5条第1項 | 適用 | 「有害物質」を排出する施設を設置する場合 | 届出 | 特定施設設置届出 | 都度 | 平成22年11月8日 |
| 下水道法 | 第14条第1項 | 適用 | - | 遵守 | 水質測定結果保管の義務 | 常時 | - |
| 浄化槽法 | 第11条 | 適用 | - | 遵守 | 下水道等使用開始届 | - | - |
| 大気汚染防止法 | 第18条第1項 | 適用なし | 一般粉塵発生施設を設置する者 | - | 法定検査(浄化槽管理者が受ける) | 年1回 | - |
| 騒音規制法 | 第5条 | 適用 | 「指定地域」内に工場等を設置している者 | 遵守 | 規制基準の遵守義務 | 常時 | - |
| | 第6条第1項 | 適用 | 「指定地域」内に工場等を設置しようとする者 | 届出 | 特定施設の設置届出 | - | 平成19年2月14日 |
| 振動規制法 | 第5条 | 適用なし | 「指定地域」内に工場等を設置しようとする者 | - | 騒音測定 | 年1回 | - |
| | 第6条第1項 | 適用なし | 「指定地域」内に工場等を設置しようとする者 | - | 規制基準の遵守義務 | - | - |
| 悪臭防止法 | 第7条 | 適用 | 「規制地域」内に事業場を有する者 | 遵守 | 規制基準の遵守義務 | 常時 | - |
| 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 第5条 | 適用なし | 「第一種指定化学物質取扱者」 | - | PRTR制度(特定化学物質排出届) | - | - |
| | 第14条第1項 | 適用なし | 「第一種指定化学物質取扱事業者」 | - | MSDS制度(化学物質安全性データシート提出) | - | - |
| | 第3条 | 適用なし | 登録を受けた者 | - | 製造業、輸入業、販売業の登録 | - | - |
| 毒物及び劇物取締法 | 第7条第1項 | 適用なし | 「毒物劇物営業者」 | - | 毒物劇物取扱責任者の設置 | - | - |
| | 第11条 | 適用 | 「毒物劇物営業者」又は「毒物劇物研究者」 | 遵守 | 毒物または劇物の取扱(盗難の防止等) | 常時 | - |
| | 第12条 | 適用 | 「毒物劇物営業者」又は「毒物劇物研究者」 | 遵守 | 毒物又は劇物の容器、被包への表示義務 | 常時 | - |
| エネルギーの使用の合理化に関する法律 | 第7条第3項 | 適用 | 工場における前年度使用エネルギーが一定数値以上の場合 | 届出 | エネルギー使用状況届出 | 毎年7月末日 | - |
| | 第14条第1項 | 適用 | 経産大臣に指定された「特定事業者」 | 届出 | 中長期計画書 | 毎年7月末日 | - |
| | 第15条第1項 | 適用 | 経産大臣に指定された「特定事業者」 | 届出 | 定期報告書 | 毎年7月末日 | - |
| | 第13条第1項 | 適用 | 「第一種エネルギー管理指定工場」を持つ「特定事業者」 | 届出 | エネルギー管理員の選任 | 選任・解任のあった日後、最初の7月末日 | - |
| フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | | 適用 | | 遵守 | 定期点検/簡単点検の実施 | 毎年1回/3ヶ月1回以上 | - |
| 埼玉県生活環境保全条例 | 第52条第2項 | 適用 | 規制地域内において煙・粉塵・汚水に関する工場で騒音を発生させる | 届出 | 指定騒音施設設置届出書 | - | 平成19年2月14日 |
| | 第80条第1項 | 適用 | 土地に改変を行う者 | 届出 | 特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書 | - | 平成18年12月19日 |
| ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 | 第26条第1項 | 適用 | 3,000m ² 以上の敷地で建物を建築する者 | 届出 | 緑化計画届出書 | - | 平成19年2月7日 |
| 埼玉県立自然公園条例 | 第14条第1項 | 適用 | 自然公園の「普通区域」内で工作物を建てる者 | 届出 | 工作物の新築届出書 | - | 平成18年12月19日 |
| 埼玉県地球温暖化対策推進条例 | | 適用 | 多くの温室効果ガスを排出する「特定事業者」 | 届出 | 地球温暖化対策計画・実施状況報告 | 毎年7月末日 | - |
| 本庄市公害防止協定 | 第3条 | 適用 | - | 遵守 | 公害防止に必要な措置を講ずる | 毎月 | 平成18年11月29日 |
| 神川町環境保全協定書 | 第4条 | 適用 | - | 遵守 | 生活環境負荷について、関係法令の遵守 | - | 平成19年5月21日 |
| 本庄市宮内地区確認書 | 第2条第3項 | 適用 | - | 遵守 | 周辺地域の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずる | - | 平成18年12月25日 |
| 労働基準法 | 第89条 | 適用 | 常時10人以上の労働者を使用する使用者 | 届出 | 就業規則作成届出 | 更新の都度 | - |
| | 第36条 | 適用 | 時間外・休日労働を可能としたい場合 | 届出 | 三六協定届 | 毎年1回 | - |
| | 第15条第1項 | 適用 | 全使用者 | 遵守 | 労働条件通知書 | 契約更新の都度 | - |
| | 第36条、第37条 | 適用 | 全使用者 | 遵守 | 残業時間 | 毎月 | - |
| | 第106条第1項 | 適用 | 全使用者 | 遵守 | 就業規則の開示義務 | 更新の都度 | - |
| 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 | 第40条の4 第40条の5 | 適用 | 派遣先 | 遵守 | 直接雇用申し入れ義務 | 雇入れ3年後 | - |
| 労働関係法令 | 法 第10条第1項 規則 第2条 | 自主* | 業種、規模に応じて事業場毎に選任 | 遵守 | 統括安全衛生管理者の選任 | - | - |
| | 法 第11条第1項 規則 第4条 | 自主* | 一定の業種において常時50人以上の労働者を使用する事業場 | 届出 | 安全管理者選任届 | - | 平成24年8月13日 |
| | 法 第12条第1項 規則 第7条 | 自主* | 業種を問わず常時50人以上の労働者を使用する事業場 | 届出 | 衛生管理者選任届 | - | 平成22年1月6日 |
| | 法 第13条第1項 規則 第13条 | 自主* | 業種を問わず常時50人以上の労働者を使用する事業場 | 届出 | 産業医の選任届 | - | 平成22年6月9日 |
| | 法 第17条 規則 第8条 | 自主* | 常時1000人以上の労働者を使用する事業場 | 遵守 | 安全衛生委員会の設置 | 毎月第4水曜日 | 平成24年9月24日 |
| | 規則 第44条第1項 | 適用 | 全事業者 | 遵守 | 定期健康診断結果報告 | 年1回 | - |
| | 規則 第45条第1項 | 適用 | 常時500人以上の労働者を使用する事業場 | 遵守 | 深夜従事者健康診断結果報告 | 半年1回 | - |
| | 規則 第590条 | 適用 | 労働者が50人以上いる事業所 | 遵守 | ストレスチェック及び面接指導の実施状況報告 | 年1回 | - |
| 労働安全衛生法 | 法 第45条第2項 | 適用 | 騒音を発生する屋内作業場 | 遵守 | 騒音測定 | 6ヶ月に1回 | - |
| | 法 第45条第2項 | 適用 | ボイラーその他の機械等の自主検査をする場合 | 遵守 | フォーカリフト特定自主点検 No.①(コマツ1.5t) | 毎年1回 | - |
| | 法 第45条第2項 | 適用 | ボイラーその他の機械等の自主検査をする場合 | 遵守 | フォーカリフト特定自主点検 No.②(トヨタ2t) | 毎年1回 | - |
| | 法 第45条第2項 | 適用 | ボイラーその他の機械等の自主検査をする場合 | 遵守 | フォーカリフト特定自主点検 No.③(トヨタ1.3t) | 毎年1回 | - |
| | 法 第45条第2項 | 適用 | ボイラーその他の機械等の自主検査をする場合 | 遵守 | フォーカリフト特定自主点検 No.④(コマツ1.3t) | 毎年1回 | - |
| | 法 第45条第2項 | 適用 | ボイラーその他の機械等の自主検査をする場合 | 遵守 | フォーカリフト特定自主点検 No.⑤(コマツ2t) | 毎年1回 | - |
| | 法 第45条第2項 | 適用 | ボイラーその他の機械等の自主検査をする場合 | 遵守 | フォーカリフト特定自主点検 No.⑥(トヨタ2t) | 毎年1回 | - |
| | 法 第45条第2項 | 適用 | ボイラーその他の機械等の自主検査をする場合 | 遵守 | フォーカリフト特定自主点検 No.⑦(トヨタ1.8t) | 毎年1回 | - |
| | 法 第45条第2項 | 適用 | ボイラーその他の機械等の自主検査をする場合 | 遵守 | フォーカリフト特定自主点検 No.⑧(トヨタ2t) | 毎年1回 | - |
| | 法 第71条の2 | 適用 | 全事業者 | 遵守 | 環境配慮義務 | - | - |
| 計量法 | 第19条 | 適用 | はかりを使用している者 | 届出 | 電子式大型はかり性能検査 | 2年に1回(奇数年度) | - |
| その他関係法令 | 法 第17条の3の2 | 適用 | 消防用設備を設置した場合 | 届出 | 消防用設備設置届 | - | 平成19年8月17日 |
| | 法 第9条 条例 第44条 | 適用 | 高圧変電設備を設置する場合 | 届出 | 変電設備設置届出書 | - | 平成19年8月17日 |
| | 法 第17条第1項 条例 第43条 | 適用 | 防火対象物を使用する場合 | 届出 | 防火対象物使用開始届 | - | 平成19年8月21日 |
| | 法 第8条第2項 | 適用なし | 「非特定防火対象物」面積500m ² 以上、収容人数50人以上 | - | 防火管理者選任届 | - | - |
| 消防法 | 施行規則 第3条第11項 | 適用 | - | 届出 | 消防訓練実施計画通知書 | 年1回 | - |
| 児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例 | 施行規則 第3条第11項 | 適用 | - | 届出 | 消防訓練実施結果通知書 | 年1回 | - |
| | 法 第9条の4 条例 第46条第1項 | 適用 | 指定数量以上の可燃物を取り扱う者 | 届出 | 指定可燃物取扱届 | - | 平成23年7月25日 |
| | 法 第9条の4 条例 第46条第1項 | 適用なし | 指定数量未満の危険物を取り扱う者 | - | 少量危険物取扱届 | - | - |
| | 法 第17条の3の3 | 適用 | - | 届出 | 消防用設備等点検結果報告 | 3年に1回 | - |
| | 法 第6条第1項 | 適用 | 指定建築物を建築する者 | 届出 | 消防用設備等総合点検 | 年1回 | - |
| 建築基準法 | 第12条第3項 | 適用 | 昇降機の所有者 | 遵守 | 定期検査報告書(昇降機) | 半年1回 | 平成19年8月24日 |
| | | | | | | 毎年8月末日 | - |

※法規等により義務は課せられていないが、その法規が定める基準等を遵守するために自主的に実施している。